第一条中「異分野の中小企業の連携による新事業分野開拓並びに」及び「とともに、地域におけるこれらの活動に資する事業環境を整備する」を削る。

第二条第五項第四号中「。以下この号及び第七十条において「情報処理促進法」という。」を削り、「第十九条第三項及び第七十条第一項第一号」を「第十七条第三項」に、「(情報処理促進法」を「(同法」に改め、同条第七項中「提供の方式の導入」の下に「、技術に関する研究開発及びその成果の利用」を加え、同条第十一項を削り、同条第十二項中「有する経営資源」の下に「(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「及び第十九条第四項、第二十条第三項並びに第二十九条第一項」を「、第十七条第四項、第十八条第三項並びに第二十七条第一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項を同条第十三項とし、同条第十五項中「第二十二条第一項及び第二十三条第一項」を「第二十条第一項及び第二十一条第一項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項を同条第十五項とし、同条第十七項中「。第十六条第二項において同じ」を削り、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「同条第二項第四号イ」を「同条第二項第四号イ(1)」を「同条第十九項及び第二十項を削る。

第三条第二項第二号中「及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに」を「の促進及び」に改め、同号イに次のように加える。

(4)　技術に関する研究開発及びその成果の利用に当たって配慮すべき事項

第三条第二項第二号中ロを削り、ハをロとし、同号ニ中「異分野連携新事業分野開拓並びに」を削り、同号ニ(1)中「第三十二条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同号ニ(4)中「第四十条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同号ニ(7)中「第四十四条第一項」を「第四十三条第一項」に改め、同号ニを同号ハとし、同項第四号イ及びロを次のように改める。

イ　新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人に対して支出の機会の増大を図るべきものの内容に関する事項

ロ　特定補助金等に係る研究開発及びその成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

第十条第四項中「同法第三条第二項」を「同項」に、「同法第五条」を「同条」に改める。

第十二条中「第二十七条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

第三章の章名中「及び異分野連携新事業分野開拓の促進並びに」を「の促進及び」に改める。

第三章第二節を削る。

第十八条第二項中「第三条第二項第二号ハ及びニ(4)」を「第三条第二項第二号ロ及びハ(4)」に改め、第三章第三節中同条を第十六条とする。

第十九条第四項中「第二項第三号」を「経営力向上計画には、第二項第三号」に、「には」を「として」に改め、同条第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　経営力向上計画には、第二項第四号に掲げる事項として、中小企業者の純資産の額が一定の額以上であることその他の経済産業省令で定める要件を備える者であることを記載することができる。

第十九条を第十七条とする。

第二十条第三項第一号中「前条第六項」を「前条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同条第四項中「前条第五項」を「前条第六項」に、「同条第七項から第九項まで」を「同条第八項から第十項まで」に改め、同条を第十八条とする。

第二十一条中「第四十条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条を第十九条とし、第二十二条を第二十条とし、第二十三条を第二十一条とする。

第三章第三節を同章第二節とする。

第二十四条第一項の表第三条第一項の項並びに同条第二項及び第三項中「第二十四条第一項」を「第二十二条第一項」に改め、同条第四項から第六項までを削り、同条第七項の表第三条第一項の項中「第二十四条第七項」を「第二十二条第四項」に改め、同条第七項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定にかかわらず、経営力向上関連保証のうち認定経営力向上計画（第十七条第五項の規定による記載があるものに限る。）に従って行われる事業承継等に必要な資金に係るもの（第三十条において「特例経営力向上関連保証」という。）を受けた中小企業者に係る普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係についての次の表の上欄に掲げる中小企業信用保険法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	含む。）	含む。）であつてその保証について保証人の保証を提供させないもの
	保険価額の合計額が	中小企業等経営強化法第二十二条第四項に規定する経営力向上関連保証（同条第五項に規定する特例経営力向上関連保証を含む。以下「経営力向上関連保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項	保証人の保証を除く。	保証人の保証を含む。
第三条の二第一項及び第三条の三第一項	保険価額の合計額が	経営力向上関連保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項及び第三条の三第二項	当該借入金の額のうち	経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち
	当該債務者	経営力向上関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者

第二十四条第八項中「第二十四条第七項」を「第二十二条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項中「第二十四条第七項」を「第二十二条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十項中「若しくは異分野連携新事業分野開拓関連保証」を削り、「同法第三条第二項」を「同項」に、「同法第五条」を「同条」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項中「、特別小口保険又は流動資産担保保険」を「又は特別小口保険」に改め、「若しくは異分野連携新事業分野開拓関連保証」を削り、同項を同条第九項とし、第三章第四節中同条を第二十二条とする。

第二十五条第一項各号中「若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業」を削り、同条を第二十三条とする。

第二十六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を削り、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　中小企業者及び組合等がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合において、当該外国関係法人等に対して、当該外国関係法人等が海外において承認経営革新事業を行うために必要とする長期の資金を貸し付ける業務を行うこと。